

参考資料

令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 65 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第 67 号 堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	13
議案第 68 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	15
議案第 69 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第 70 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	19
議案第 71 号 堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 73 号 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 74 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに 水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	27

<議案第65号 堺市市税条例等の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(税額控除)</p> <p>第17条 1・2 (略)</p> <p>3 所得割の納稅義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条に規定するところにより控除すべき額を、その者の第14条及び前2項の規定を適用した場合の<u>所得割額</u>から控除する。</p> <p>4~9 (略)</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第33条 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「<u>令和5年新法</u>」といふ。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>令和5年新法</u>第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>令和5年新法</u>第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2</p>	<p>(税額控除)</p> <p>第17条 1・2 (略)</p> <p>3 所得割の納稅義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条に規定するところにより控除すべき額を、その者の第14条及び前2項の規定を適用した場合の<u>所得割額</u>から控除する。</p> <p>4~9 (略)</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第33条 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「<u>令和6年改正法</u>」といふ。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「<u>令和6年新法</u>」といふ。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>令和6年新法</u>第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>令和6年新法</u>第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2</p>

分の 1 とする。

(入湯税の納税義務者等)

第 86 条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す。

(入湯税の課税免除)

第 86 条の 2 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 年齢 12 歳未満の者

(2) 一般公衆浴場に入湯する者

(3) 法第 292 条第 1 項第 10 号の障害者

(4) 鉱泉浴場の入湯料金が 1,000 円未満の鉱泉浴場に入湯する者

(追加)

分の 1 とする。

(入湯税の納税義務者等)

第 86 条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課す。

(入湯税の課税免除)

第 86 条の 2 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

(2) 一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき公衆浴場入浴料金の統制額が指定されているものをいう。）において入湯する者

(3) 法第 292 条第 1 項第 10 号の障害者

(4) 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として 1,000 円未満の額を負担するもの

(5) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学

(追加)

(入湯税の税率)

第86条の3 入湯税の税率は、入湯客1人1日につき、75円とする。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第86条の6 鉱泉浴場の経営者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務)

第86条の7 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

(追加)

生又は当該行事における引率者若しくは介添者

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設若しくは社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設で市長が適当と認めるものにおいて入湯する者

(入湯税の税率)

第86条の3 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日 (宿泊を伴う場合にあっては、1泊をもって1日とする。)につき、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊を伴う入湯 150円

(2) 宿泊を伴わない入湯 75円

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第86条の6 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、速やかにその旨を申告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第86条の7 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯に係る料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 入湯税の特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに区分して作成

<p>附 則 (令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第 2 条の 2 の 3 (略) <u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第 2 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、法第 313 条第 9 項及び第 13 条の規定を適用することができる。この場合において、同条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度以降の各年度分の市民税に係る同条の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第 13 条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第 48 条の 7 第 1 項において準用する政令第 7 条の 13 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以降の各年度分の市民税に係る第 13 条の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定は、平成 7 年度分の第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定</u></p>	<p><u>し、第 86 条の 5 第 3 項に規定する納期限の翌日から起算して 7 年を経過する日までこれを保存しなければならない。</u></p> <p>附 則 (令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第 2 条の 2 の 3 (略)</p> <p>(削る)</p>
---	---

による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第19条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（税額控除の特例）

第3条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第3条の2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和5年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令

（税額控除の特例）

第3条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第3条の2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和6年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令

和5年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

(追加)

5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第25項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

6 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に令和5年新法附則第15条第32項に規定する総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供

和6年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第4号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(削る)

する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に設置された令和5年新法附則第15条第33項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(追加)

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額)

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に新築された令和5年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に令和5年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に設置された令和6年新法附則第15条第32項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和6年新法附則第15条第38項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額)

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に新築された令和6年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に令和6年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受

けようとする者がすべき申告)

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について同項の規定の適用を受け

けようとする者がすべき申告)

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について同項の規定の適用を受け

ようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

（特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の6 (略)

(追加)

ようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

（特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の6 (略)

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、申告期間

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンショ

内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンショ

ンに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

第11条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税については、同条の定めるところにより、納稅義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。

2～4 (略)

ンに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 令和6年改正法附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

第11条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税及び都市計画税については、同条の定めるところにより、納稅義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。

2～4 (略)

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第21号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。） 第8条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては、同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。） 第8条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては、同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたもの</u>を除く。）については、なお従前の例による。</p>

<議案第67号 堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例>

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
別表第2（第4条関係） (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び <u>同条第28項</u> に規定する福祉ホーム (8)～(10) (略)	別表第2（第4条関係） (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び <u>同条第29項</u> に規定する福祉ホーム (8)～(10) (略)

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「<u>障害者支援法</u>」という。) 第<u>5条第18項</u>に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</p> <p>(7) <u>障害者支援法第5条第19項</u>に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</p> <p>(8) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 1・2 (略)</p> <p>3 前条第5号に掲げる者で、<u>障害者支援法第51条の17第2項</u>に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。) 第<u>5条第19項</u>に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</p> <p>(7) <u>障害者総合支援法第5条第20項</u>に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</p> <p>(8) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 1・2 (略)</p> <p>3 前条第5号に掲げる者で、<u>障害者総合支援法第51条の17第2項</u>に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p>

<議案第68号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第5条の2 法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項（法第78条の12において準用する場合を含む。）に規定する事務を執り行うため、<u>及び</u>法第115条の46に規定する地域包括支援センターの運営に関し公正及び中立な運営を確保し、その円滑かつ適正な実施を図るため、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第5条の2 法第42条の2第5項、第78条の2第7項<u>（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u>、第78条の4第6項及び第115条の22第4項に規定する事務を執り行うため、<u>並びに</u>法第115条の46に規定する地域包括支援センターの運営に関し公正及び中立な運営を確保し、その円滑かつ適正な実施を図るため、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p>

<議案第69号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例>

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）																								
<p>(職員の数等)</p> <p>第8条 1・2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>備考 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>4～6 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(略)		満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20</u> 人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね <u>30</u> 人につき1人	備考 (略)		4～6 (略)		<p>(職員の数等)</p> <p>第8条 1・2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>備考 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>4～6 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(略)		満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人	備考 (略)		4～6 (略)	
園児の区分	員数																								
(略)																									
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20</u> 人につき1人																								
満4歳以上の園児	おおむね <u>30</u> 人につき1人																								
備考 (略)																									
4～6 (略)																									
園児の区分	員数																								
(略)																									
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人																								
満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人																								
備考 (略)																									
4～6 (略)																									

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
(教育及び保育に従事する職員の数) 第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。	(教育及び保育に従事する職員の数) 第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。
子どもの区分	員数
(略)	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人
2 (略)	

子どもの区分	員数
(略)	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人

<議案第70号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(旧宅地造成等規制法関係手数料)</u></p> <p><u>第36条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第5号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下この条において「令和4年改正前旧法」という。）に基づく事務に</u> <u>関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者</u> <u>から徴収する。</u></p> <p>(1) <u>令和4年改正前旧法第8条第1項の規定に基づく工事の許可申請</u> <u>手数料 1件 460,000円以内において規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>令和4年改正前旧法第12条第1項の規定に基づく工事の変更許</u> <u>可申請手数料 1件 460,000円以内において規則で定める</u> <u>額</u></p>	<p><u>(宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料)</u></p> <p><u>第36条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に</u> <u>関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収す</u> <u>る。</u></p> <p>(1) <u>法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に</u> <u>する工事の許可申請手数料 1件 723,600円以内において規</u> <u>則で定める額</u></p> <p>(2) <u>法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可</u> <u>申請手数料 1件 144,200円以内において規則で定める額</u></p> <p>(3) <u>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に</u> <u>する工事の変更許可申請手数料 1件 723,600円以内におい</u> <u>て規則で定める額</u></p> <p>(4) <u>法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更</u> <u>許可申請手数料 1件 144,200円以内において規則で定め</u></p>

(介護保険法関係手数料) 第39条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(8) (略) (追加)	る額 (5) <u>法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされる工事に係るもの）に係る検査申請手数料 1件 31,800円以内において規則で定める額</u> (介護保険法関係手数料) 第39条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(8) (略) (9) <u>前項第8号に規定する事業者の指定更新申請と同項第23号に規定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（これらの事業を同一の事業所において行う場合に限る。） 10,000円</u>
---	--

<議案第71号 堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例>

堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築物を建築する行為（用途変更を含む。第7条第1項において「建築行為」という。）及び同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（第7条第1項及び第9条第1項において「道路位置指定」という。）を必要とする行為並びに<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条</u>の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の<u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</u>（以下「<u>令和4年改正前旧法</u>」といふ。）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における<u>令和4年改正前旧法第2条第2号</u>に規定する<u>宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為</u>をいう。</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（公共施設、公益施設等の協議）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築物を建築する行為（用途変更を含む。第7条第1項において「建築行為」という。）及び同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（第7条第1項及び第9条第1項において「道路位置指定」という。）を必要とする行為並びに<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における盛土規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等（同条第1号に規定する宅地において行うものに限る。第7条第1項第5号において同じ。）で盛土又は切土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為</u>をいう。</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（公共施設、公益施設等の協議）</p>

第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は令和4年改正前旧法第8条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 令和4年改正前旧法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為

2～6 (略)

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは令和4年改正前旧法第13条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工

第7条 開発者は、次に掲げる開発行為等を行おうとするときは、都市計画法第30条第1項の許可の申請、道路位置指定の申請、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は盛土規制法第12条第1項の許可の申請に先立ち、市長その他規則で定める者と当該開発行為等により必要となる公共施設、公益施設その他規則で定める物の設置、整備及び管理について協議しなければならない。ただし、市が行う開発行為等及び規則で定める開発行為等については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 盛土規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等で盛土又は切土をする部分の土地の面積が1,000平方メートル以上の造成行為

2～6 (略)

(工事完了の届出及び検査)

第9条 開発者は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知を行うまで、道路位置指定を受けるまで又は都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査若しくは盛土規制法第17条第1項の規定による工事完了の検査を受けるまでに、前条の覚書に基づく工事（以下この条において「当該工事」という。）を完了しなければならない。ただし、協議の内容により当該工事を建築工事

事を建築工事着工前に完了する必要がないとあらかじめ市長が認めたとき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不適当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(公表)

第25条 (略)

2 市長は、令和4年改正前旧法第14条第2項から第4項まで又は令和4年改正前旧法第17条第1項若しくは第2項の規定による命令をしたときは、その旨の標識をその開発区域内における公衆の見やすい場所に設置するとともに、その旨を公表することができる。

(標識の設置)

第28条 (略)

2 開発者は、令和4年改正前旧法第8条の許可を受けたとき、又は令和4年改正前旧法第11条の協議が成立したときは、開発行為等を行おうとする土地における公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

着工前に完了する必要がないとあらかじめ市長が認めたとき、又は当該工事を建築工事と切り離して行うことが著しく不適当と市長が認めたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(公表)

第25条 (略)

2 市長は、盛土規制法第20条第2項から第4項までの規定又は盛土規制法第23条第1項若しくは第2項の規定による命令をしたときは、その旨の標識をその宅地造成等（盛土規制法第10条第1項に規定するものをいう。）を行う土地の区域内における公衆の見やすい場所に設置するとともに、その旨を公表することができる。

(標識の設置)

第28条 (略)

(削る)

<議案第73号 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
別表（第4条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>堺市堺消防署</td><td>堺市堺区市之町西1丁1番27号</td><td>堺区の区域</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	堺市堺消防署	堺市堺区市之町西1丁1番27号	堺区の区域	(略)			別表（第4条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>堺市堺消防署</td><td>堺市堺区出島浜通1番1号</td><td>堺区の区域</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	堺市堺消防署	堺市堺区出島浜通1番1号	堺区の区域	(略)		
名称	位置	管轄区域																	
堺市堺消防署	堺市堺区市之町西1丁1番27号	堺区の区域																	
(略)																			
名称	位置	管轄区域																	
堺市堺消防署	堺市堺区出島浜通1番1号	堺区の区域																	
(略)																			

<議案第74号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例>

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣</u>及び<u>環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

**令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
議 案（条例関係）新 旧 対 照 表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 1）

令和 6 年 5 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101
U R L <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0031

